

【取扱注意】

三重県行幸啓等本部組織設置要綱（案）

（目 的）

第 1 条 御退位並びに御即位に伴う神宮御参拝に係る行幸啓に関する事務を処理するため、三重県行幸啓等本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組 織）

第 2 条 行幸啓事務を分掌させるため、本部に次の部及び班を置く。

総 務 部	総務班、御説明班、奉送迎班、接伴班、台覧班、車両班、 消防防災班、広報班、御視察・駐車場班
衛 生 部	医療救護班、防疫衛生班、食品衛生班、環境衛生班
土 木 部	土木班

（所掌事務）

第 3 条 部及び班の所掌事務は、別表のとおりとする。

（構 成）

第 4 条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。
- 3 本部長には知事、副本部長には副知事及び危機管理統括監をあてる。
- 4 本部長は、関係機関の長の中から部長、副部長及び班長を指名する。
- 5 班長は、その属する機関の職員のうちから班員を指名する。
- 6 前項の規定にかかわらず、班長は班員の指名にあたり班の編成上必要が生じた場合に限り、本部長と協議のうえ当該班長の属する機関以外の機関から班員を指名することができる。
- 7 前 2 項に規定するほか、本部長は必要に応じ部付け及び班付け職員を指名することができる。

（職 務）

第 5 条 本部長は、行幸啓に関する事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、部及び班の所掌事務を指揮監督する。
- 3 部長は、本部長の命をうけ部内の事務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐する。
- 5 班長は、部長の命をうけ班内の事務を掌理する。
- 6 班員は、班長の命をうけ担当事務に従事する。
- 7 前条第 6 項の規定により指名された職員は、上司の命をうけ特定の事務を掌理する。

（補 則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、行幸啓に関する事務の処理に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

この要綱は、第1条の目的を達成した年度末に廃止する。

別 表（第3条関係）

【三重県行幸啓等本部】

部	班	分掌事務
総務部	総務班	1. 行幸啓事務の総括に関する事。 2. 関係機関との連絡調整に関する事。 3. 行幸啓誌の作成に関する事。 4. 危機管理事案の連絡調整に関する事。 5. その他の各班に属さない事。
	御説明班	1. 御説明に関する事。 2. 御機嫌奉伺帳に関する事。
	奉送迎班	1. 特別奉送迎に関する事。 2. 一般奉送迎に関する事。
	接 伴 班	1. お泊所に関する事。 2. 行幸啓関係者の宿泊に関する事。 3. お荷物に関する事。
	台 覧 班	1. 台覧に関する事。 2. お買上品に関する事。
	車 両 班	1. 御料車に関する事。 2. 自動車お列の編成及び配置に関する事。 3. 車両の調達及び整備に関する事。 4. 運転士その他車両に関する事。
	消防防災班	1. お泊所、御視察箇所等の防災に関する事。 2. 緊急待避に関する事。 3. 気象予報に関する事。
	広 報 班	1. 新聞発表、ラジオ及びテレビ放送に関する事。 2. 広報資料の収集及び整理に関する事。 3. 報道機関及び報道関係者との連絡調整に関する事。
	御視察・ 駐 車 場 班	1. 御視察内容に関する事。 2. 御視察先との連絡調整に関する事。 3. 御視察先の駐車場の確保と管理に関する事。
衛生部	医療救護班	1. 医療救護に関する事。
	防疫衛生班	1. 防疫衛生に関する事。
	食品衛生班	1. 食品衛生等に関する事。
	環境衛生班	1. 環境衛生に関する事。
土木部	土木班	1. 土木整備等に関する事。

【関係機関】

議会事務局	・総務課	1. 行幸啓等本部関係事務との連絡調整に関すること。
警察本部	・警備部警衛対策課	1. 行幸啓等本部関係事務との連絡調整に関すること。